

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり
改正する。

昭和四十一年十一月二十一日 提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾三年拾月拾日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

附 則

この条例は公布の日から施行し教育委員、農業委員は昭和四十一年四月一日から監査委員は昭和四十一年十一月一日から適用する。